

求人・求職者のみなさまへ

合同会社 宏洋
キャリアアップ転職センター
(11-ユ-301414)

取扱職種の範囲等

当事業所の取扱職種の範囲等は、国内・全職種です。

手数料に関する事項

1. 求人者から徴収する手数料

求人者から徴収する手数料は、別紙1の額を限度として申し受けます。

なお、入社した採用決定者が早期退職した場合は、別紙2のとおり、返戻金制度を設けています。

2. 求職者から徴収する手数料

求職者から手数料は一切申し受けません。

苦情の処理に関する事項

苦情の申出があった場合は、誠意をもって、迅速、適切に対応いたします。

苦情申出先：職業紹介責任者代表 関谷 宏

連 絡 先：048-202-4747

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介担当者となります。
個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者代表となります。
2. 職業紹介責任者は、職業紹介担当者に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとします。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとします。
3. 求職者の個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。
4. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとします。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとします。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとします。
5. 求職者等の個人情報に関して、当該業務に係る本人からの苦情の申出があった場合には、苦情処置担当者が誠意を持って適切な処理をすることとします。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者代表とします。

返戻金制度に関する事項

当社は、紹介した方が早期に退職した場合に手数料を返戻する制度を設けています。
返戻金制度の内容については、人材紹介申込書又は人材紹介契約書をご確認ください。

2026年2月1日

手 数 料 表

サービスの種類及び内容		手数料の額及び負担者
【一般登録型】	求人受理時の事務費用	1, 0 0 0 円
	求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の $\frac{40\%}{\text{（または 500, 000 円）}}$ 上記のうち、どちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の $\frac{40\%}{\text{（または 500, 000 円）}}$ 上記のうち、どちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。
	求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の $\frac{40\%}{\text{（または 500, 000 円）}}$ 上記のうち、どちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。
	就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 $\frac{10,000 \text{ 円}}$ 相談・助言終了時 $\frac{30,000 \text{ 円}}$ 成功報酬 $\frac{50,000 \text{ 円}}$ 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
【再就職支援型】	求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の $\frac{40\%}{\text{（または 500, 000 円）}}$ 上記のうち、どちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の $\frac{40\%}{\text{（または 500, 000 円）}}$ 上記のうち、どちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。
	求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
【サーチ／スカウト型】	特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 $\frac{100,000 \text{ 円}}$ 活動 1 日あたり $\frac{50,000 \text{ 円}}$ (または活動 1 日あたり $\frac{5,000 \text{ 円}}$) 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の $\frac{40\%}{\text{（または 500, 000 円）}}$ 上記のうち、どちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の $\frac{40\%}{\text{（または 500, 000 円）}}$ 上記のうち、どちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号： 1 1 - ユ - 3 0 1 4 1 4

事業所の名称及び所在地：

合同会社 宏洋 キャリアアップ転職センター

埼玉県戸田市下戸田 2 - 1 9 - 4

アネックス戸田 3 2 0 1

人材紹介基本契約書（例）

第8条 （報酬の返還）

乙は、採用決定者が甲に入社後、採用決定者の都合により退職し、または採用決定者の責めに帰すべき事由に基づき甲が解雇した場合（以下「自己都合退職等」という）、採用決定者の勤務開始日を起算日として下記に定める条件に従い、報酬の一部を甲に返還するものとする。但し、採用決定者に対する甲の法令違反もしくは労働契約違反に起因する退職の場合はこの限りではない。

- | | | | |
|-----|---------------------------------|---|---------|
| (1) | 1 ヶ月未満に自己都合退職等をした場合 | — | 報酬の 80% |
| (2) | 1 ヶ月超 3 ヶ月(90日)以内に自己都合退職等をした場合 | — | 報酬の 50% |
| (3) | 3 ヶ月超 6 ヶ月(180日)以内に自己都合退職等をした場合 | — | 報酬の 10% |

許可番号： 1 1 - ユ - 3 0 1 4 1 4

事業所の名称及び所在地：

合同会社 宏洋 キャリアアップ転職センター

埼玉県戸田市下戸田 2 - 1 9 - 4

アネックス戸田 3 2 0 1